

自主防災マニュアル作成要領

1. 作成について

マニュアル案を参考にいただき、各町内会・自治会の特性を考慮して作成願います。

必ずしもマニュアル案どおりに作成していただく必要はありません。全部作成することが困難な場合は、優先順位をつけてできるところから取り組んでいただいても結構です。

2. 進め方と注意点

【進め方】

町内会、自治会の役員会・組長会議などで進め方を協議
マニュアル案の作成
マニュアル案のまとめ
総会などで案の協議、決定
出来上がったマニュアルを全戸配布で周知する。

【注意点】

平成29年5月30日個人情報保護法の改正により、町内会・自治会においても個人情報を取り扱う際のルールが義務づけられることになりましたので、マニュアルの町内緊急連絡網等の作成や管理において、個人の情報につきましては、十分注意し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

全戸配布したマニュアルを1部、市にも送付をお願いします。その際、個人情報等が記載されている部分は削除していただいても結構です。

3. その他

ご相談やお問い合わせは、危機管理室までご遠慮なくお申し出ください。既にマニュアルを作成されている町内会・自治会においても、定期的なマニュアルの見直しをお願いします。なお、見直しにあたっての主なポイントを裏面に掲載していますので、見直しの参考にしてください。

見直しにあたっての主なポイント

- 1 新型コロナウイルスなどの感染症流行下においても、自然災害は起こりうることから、災害時において町内会・自治会で実施する感染症対策について検討してみてください。
- 2 ハザードマップや防災情報を掲載した、「宇治市くらしの便利帳 令和3年・4年（保存版）」を、令和3年2月に全戸配布いたしました。掲載している内容を参考に、必要に応じてマニュアルへの追記等を検討してみてください。
- 3 令和3年5月20日から、新たな避難情報の運用（「避難勧告」が廃止され「避難指示」に一本化された等）がはじまりました。同封しております内閣府（防災担当）・消防庁発行の避難情報のチラシを参考に、必要に応じて追記・修正等を行ってください。
- 4 過去のマニュアル作成例の「緊急時連絡網」において、市役所から会長・副会長へ情報を伝達するような表記がありましたが、市役所から各自治会・町内会等に個別の電話連絡等はいたしておりませんので、平成28年からマニュアル作成案より表記を改めております。表記にあってはマニュアル作成案を参照してください。

市や气象台、国、京都府が発表する気象情報や避難情報などの各種災害・防犯情報を地域ごとに共有いただく連絡網とご理解いただきますようお願いいたします。

また、避難情報等の入手方法については、テレビ（NHK総合のデジタル放送（dボタン））、ラジオ（FMうじ88.8Mhz）、宇治市ホームページ、宇治市の各SNS、緊急速報メール、京都府防災・防犯メール（登録制）などをご活用いただき、入手いただきますようお願いいたします。